

第1節 雪害対策

建設水道課（全課）

第1 災害予防計画

積雪期における災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、町は、国・県・町道等の交通確保を図り、雪害予防の万全を期する。

1 雪害に強いまちづくり

町は、雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的計画的に推進する。

2 道路交通の確保計画

- (1) 町は、積雪地帯の冬期道路交通を確保するため、関係機関と協力し、除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。（第5編資料編19-1、19-2）
- (2) 町は、除雪計画路線及び除雪担当者を定めておき、豪雪時には、道路機能の確保を図る。
- (3) 町は、住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、排雪場所の周知を図る。

3 農林産物対策計画

町は、県の協力を得て、雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導及び普及を行う。

4 雪害に関する知識の住民に対する普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、町は、降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性に対応策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。

5 指定避難所等の寒冷対策

指定避難所等における暖房設備の設置等、寒さに対する配慮を行う。

6 情報提供体制の充実

町は、各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

- (1) 同報無線等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (2) インターネット等を利用し、住民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

第2 災害応急対策計画

町は、雪害が発生した場合、あるいはまさに発生するおそれがある場合、雪に関する気象注意

報・警報等の円滑な伝達及び迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施について万全を期する。

1 警報等の伝達活動

長野地方気象台から発表される雪に関する気象注意報・警報等に基づき、町及び関係機関は、迅速な活動体制をとる。

具体的な活動については、第3編第2章第1節「災害直前活動」によるものとする。

2 除雪活動（（第5編資料編19-1、19-2）

降雪時における交通の確保を図るための除雪活動は、次のとおりとする。

(1) 除雪活動の組織



(2) 配備体制

ア 待機

除雪が必要となるときは、あらかじめ必要人員を待機させる。

イ 出動

除雪作業は、出動命令により出動し、出動時間は受託業者により異なるが、通勤通学に間に合うように除雪が完了するよう配慮する。

ウ 配備

区分	配備の基準
第1配備	10cm以上の降雪があった場合
第2配備	30cm以上の降雪があった場合

エ 除雪作業

(7) 除雪作業中は、天候にかかわらず前照灯を点灯し、看板をつけて作業するとともに、事故のないよう十分配慮する。

(4) 作業中は、路側の屋根、工作物、消火栓、道路の構造物及び舗装路面等の破損に注意する。

(7) 常に燃料の確保、除雪機械の維持補修に努め、作業不能とならないよう配慮する。

(3) 除雪路線計画

ア 幹線1級路線

イ 幹線2級路線

ウ その他の路線

(4) 除雪機械の配置

除雪機械は、町内外の建設業者等に委託する。

(5) 住民による除雪活動等

ア 町は、住民に対して、自宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、排雪場所の周知を図る。

イ 住民は、一定量の降積雪があった場合、自分の住宅の付近等については自力除雪に努めるとともに、町等が実施する除雪作業の環境整備に協力する。

(6) 住民の安全対策、福祉対策

町は、雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等除雪及び雪下ろしの実施が困難な世帯には、住宅の除雪支援を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広範囲な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

ア 住民による自力除雪の際の危険防止について、注意喚起等の広報活動を実施する。

イ 広範囲な地域住民の参加及びボランティア等による雪処理のための支援を実施する。

ウ 町は、平常時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行う。

(7) 消防団による除雪活動等

消防団は、一定量の降積雪があった場合は、出動態勢を確保するため、消防車両のチェーン装着、詰所前及び消火栓等消防水利の除雪を実施するとともに、町が行う除雪活動に協力する。

(8) 交通情報等の伝達

町は、必要に応じて、除雪活動の状況や交通規制等の情報について、防災行政無線等により住民に広報する。

(9) 除雪対策の協議

町長は、迅速かつ的確に除雪作業ができるよう、あらかじめ関係機関と除雪業務路線の責任分担、路線の確保、除雪機械の配置などについて協議するとともに、町内外の建設業者等及び消防団等に対し、応援体制について協力を求める。

第2節 航空災害対策

総務課（全課）

第1 災害予防計画

町は、航空運送事業者等の運航する航空機の墜落等万が一の事故発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助・救急及び消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

1 情報の収集・連絡体制の整備

町は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間及び休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

2 非常参集体制の整備及び関係機関との連携体制

町は、非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

3 救急救助用の資機材の整備、医療資機材の備蓄

町は、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材について、消防本部と協議の上、その整備に努める。

第2 災害応急対策計画

町は、航空機の墜落事故により多数の死傷者が発生した場合に、迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限に止めることを目的とする。

1 情報の収集・連絡・通信の確保

(1) 情報の収集及び報告

ア 町は、航空機や無人航空機、画像により情報を収集した場合や、住民から災害発生直後の一次情報を得た場合は、直ちに関係機関へ報告を行う。

イ 町は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに長野地域振興局へ連絡する。

(2) 応急活動対策の情報収集

町は、応急対策の実施状況について県との情報交換を行うとともに、応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

2 活動体制の確立

(1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

町は、第3編第2章第3節「非常参集職員の活動」に基づき早期参集を行うとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

(2) 広域応援体制への早期対応

町は、災害の規模等により、町の活動のみでは十分な応急活動が行えない場合は、第2編第2章第3節「広域相互応援活動」に基づき応援要請を行うとともに、応援を受入れるための受援体制を早急に整える。

(3) 自衛隊派遣要請

航空災害時における自衛隊派遣要請については、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣」に基づき実施する。

3 搜索、救助・救急及び消火活動

(1) 搜索活動の実施

町は、県から災害の発生情報を得た場合は、消防本部と消防団との連携による搜索活動に着手し、得た情報は、県へ連絡する。

(2) 救助、消火活動の実施

町は、災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、第2編第2章第6節「救助・救急・医療活動」、第7節「消防活動」に基づき救助・救急、消火活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

(3) 医療活動の実施

多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、町は、県や須高医師会、日本赤十字社、自衛隊等の関係機関の協力を得て、迅速かつ的確な医療救護活動を実施する。

4 災害広報

町は、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第28節「災害広報活動」によるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 航空災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 旅客及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は同報無線・広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 航空災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 航空輸送復旧の見通し
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

第3節 道路災害対策

第1 災害予防計画

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生ずることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命及び身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

1 道路・橋梁等の整備

- (1) 町は、施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (2) 町は、自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう、道路の拡幅等整備を図る。

2 災害応急体制の整備

町は、関係機関との協力体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関との連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

3 関係者への的確な情報伝達体制の整備

町は、道路事故等に関する情報伝達体制の整備を行う。

第2 災害応急対策計画

町は、自然災害・道路事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救助活動を行う。また、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最小限に食い止める。

被害が甚大な場合は、必要に応じて関係機関に支援を要請する。

1 被害情報等の収集・伝達

町は、大規模な道路災害が発生したことを覚知したときは、直ちにパトロールによる被害状況の調査を行い、県に報告する。

2 応急活動体制の確立

町は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第3編第2章第3節「非常参集職員の活動」に基づき応急活動体制を確立する。

3 救急・救助・消火活動

町は、第2編第2章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防活動」に基づき救助・救急・消火活動を実施する。

4 災害応急対策の実施

町は、行政区域内の道路・橋梁等の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

5 関係機関との協力体制の確立

町は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県との連絡を密にし、協力して効率的な人員・資材の運用に努める。

6 道路・橋梁等の応急復旧活動

町は、パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧工事を行う。

応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期、施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

7 災害広報

町は、災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第2編第2章第28節「災害広報活動」によるほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 道路災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- オ その他必要な事項

(2) 道路利用者及び地域住民等への広報

報道機関を通じ、又は防災行政無線、広報車の利用及び町ホームページ等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 道路災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

8 自衛隊災害派遣要請

町は、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣」に基づき県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

9 広域応援要請

町は、災害の規模により、町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第3節「広域相互応援活動」に基づき、他の消防機関、近隣市町村、県への応援を要請する。

10 被害拡大防止措置

町は、他の道路管理者と協力して、二次災害防止のため次の措置を講ずる。

(1) 通行禁止又は制限

- ア 事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合

は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

イ 警察官は、道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

ウ 道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

(2) 道路利用者及び住民等への広報

町は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに警察、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は同報無線、広報車等により広報を行う。

第4節 鉄道災害対策

総務課（全課）

第1 災害予防計画

町は、大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

1 鉄道施設周辺の安全の確保

町は、大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施等の土砂災害対策を講ずる。

2 情報収集・連絡体制の整備

- (1) 町は、県及び関係機関と、事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日ごろから相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。
- (2) 鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合に備え、町は、相互に連絡を取り合うための連絡体制を事前に確立する。

3 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

町は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

第2 災害応急対策計画

町は、大規模鉄道事故が発生した場合、住民等の生命及び身体を守るため、直ちに適切な応急活動を実施する。

1 鉄道事故情報等の連絡

- (1) 町は、県及び関係機関と協力し、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、必要に応じて互いに連絡を取り合う。
- (2) 発見又は連絡に基づき、町及び県は直ちに、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講ずる。
- (3) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は、直ちに危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講ずる。

2 活動体制及び応援体制

(1) 広域応援体制

ア 町は、鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、県及び他市町村に応援を求める。

イ 町は、他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(2) 自衛隊派遣要請

町は、鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により、第2編第2章第5節「自衛隊

の災害派遣」に基づき県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救急・救助・消火活動

町は、第2編第2章第6節「救助・救急・医療活動」及び第7節「消防活動」に基づき救急・救急・消火活動を実施する。

4 関係者等への情報伝達活動

町は、県及び関係機関と緊密な連絡を取り合いながら、鉄道事故の状況、安否情報、受入医療機関の状況を逐一把握し、住民家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

そのため、必要な人員を配置し、報道機関等の協力を得ながら、随時情報の更新を行う。

第5節 危険物等災害対策

総務課（全課）

第1 災害予防計画

町は、危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

1 危険物等関係施設の安全性の確保

町は、火災予防上の観点から消防機関の協力を得て事業所の実態を把握し、次の指導を行う。

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設（第5編資料編9-1）の設置又は変更の許可に当たっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(7) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(4) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

(2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自衛消防体制の整備について指導する。

2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

(1) 消火資機材の整備促進

町は、多様化する危険物に対応するため、消防本部と連携し、化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

町は、危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等を行うとともに、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

(1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

(2) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、関係機関との情報共有を図る。

第2 災害応急対策計画

町は、危険物等による災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、危険物等災害に特有のものについて定める。

また、道路におけるタンクローリー等の横転事故に対する対応についても、別に定める交通規制等の活動を除き、次に定めるところによる。

1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

町は、人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

2 災害の拡大防止活動

(1) 共通事項

町は、危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は第2編第2章第6節「救助・救急・医療活動」に基づき救助・救急活動等を実施する。

(2) 危険物関係

町は、危険物施設の被害状況に関する情報収集に努め、火災、爆発、流出及びそのおそれがあるときは、直ちに消防本部に通報する。

ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、町域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命ずる。

イ 災害時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる項目について指導する。

(7) 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合は、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等を行う。

(4) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(7) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

(エ) 危険物施設における災害時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた

初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

c 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

エ 消防機関による活動内容

(ア) オイルマット、積土のうによる流出危険物の拡大防止

(イ) 消火活動及び延焼防止

(ウ) 避難若しくは避難の指示等

(エ) 周辺住民に対する広報

(3) 毒物・劇物関係

ア 町は、周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ 町は、飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ 町は、消防本部の協力を得て、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

エ 町は、取水箇所に変異が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

3 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 町は、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

(2) 町は、飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 町は、環境モニタリングを実施する。

(4) 町は、取水箇所に変異が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

第6節 大規模な火事災害対策

総務課（全課）

第1 災害予防計画

近年は、建築物の高層化、住宅地の密集化等により、市街地における火災は大規模化する危険性が増している。

このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちづくりを推進する。

1 大規模な火事災害に強いまちの形成

町は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強いまちづくりを行う。

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 防災対策に資する公園・緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、積極的な整備に努める。
- (3) 町道について、国道・県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- (4) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、防災に強いまちづくり計画等を積極的に推進する。

2 火災に対する建築物の安全化

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、消防署と連携し、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

- (1) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し火災に備える。
- (2) 消防法では、防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画の作成及びそれに基づく避難訓練の実施等の義務を課しているが、その履行を促進する。
- (3) 文化財の所有者又は管理者に対して、その管理・保護について指導及び助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

3 消防体制の整備

大規模な火事災害に備えた消防力の強化、消防水利の確保、火災予防活動の実施、活動体制の整備及び応援協力体制の確立等については、第2編第1章第6節「消防活動計画」に基づき行う。

第2 災害応急対策計画

大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な

火事災害に特有のものについて定める。

1 消火活動

(1) 消火活動

ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

(ア) 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を第2編第2章第3節「広域相互応援活動」に基づき行う。

(イ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第2編第2章第4節「ヘリコプターの運用計画」に基づき要請する。

(2) 救助・救急活動

大規模な火事災害時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、第2編第2章第6節「救助・救急・医療活動」に基づき、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

(3) 住民、事業所及び自主防災組織等の活動

ア 初期消火活動等

住民等は、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して炎症拡大の防止に努める。

イ 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

2 避難誘導活動

町役場庁舎、社会福祉施設、病院、町営住宅、町立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

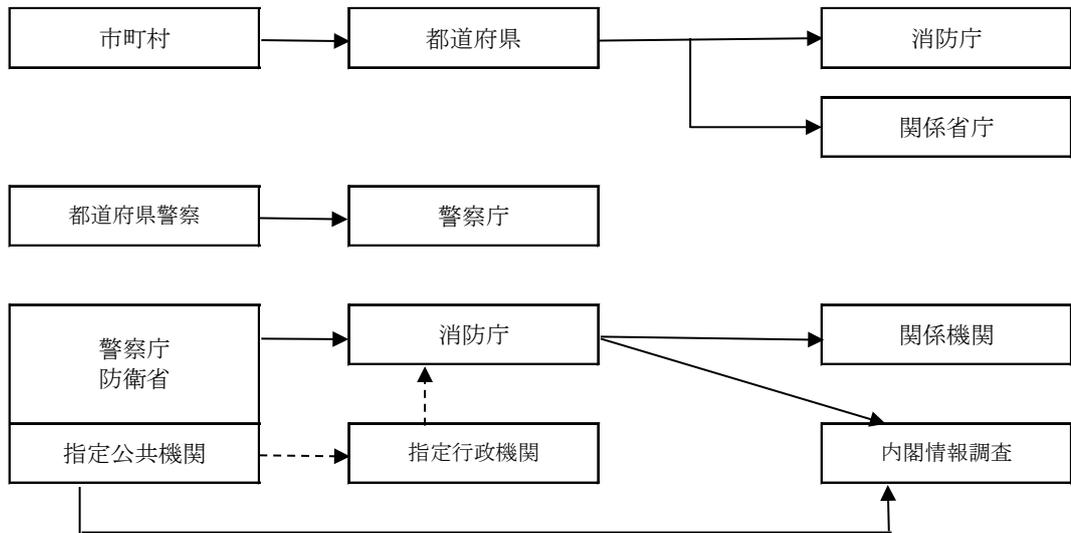
第3 災害復旧・復興計画

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり、必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

関係機関等との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、迅速かつ的確に被災地域を包括する復興計画を作成する。

大規模な火事災害における連絡体制

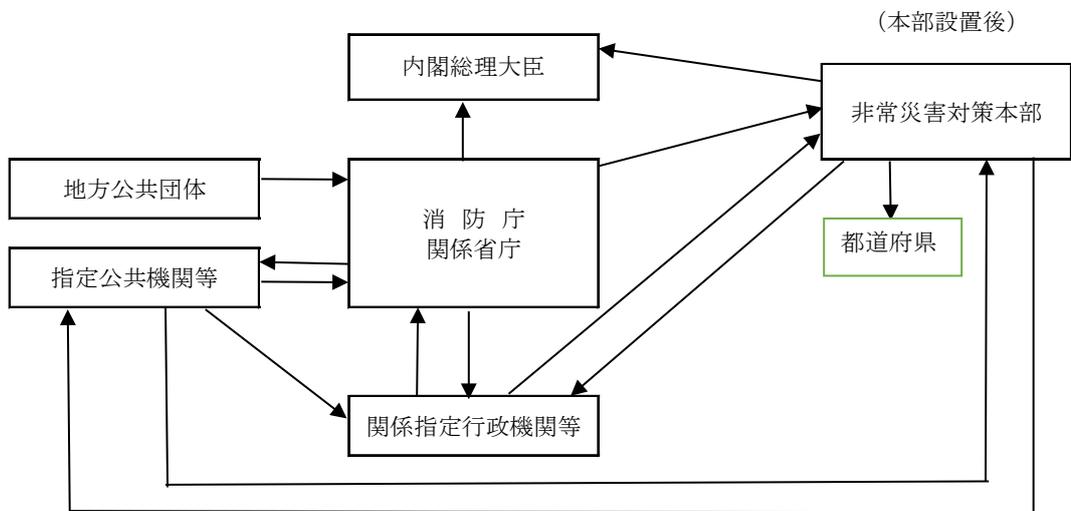
(1) 大規模な火事発生直後の第1次情報等の収集・連絡



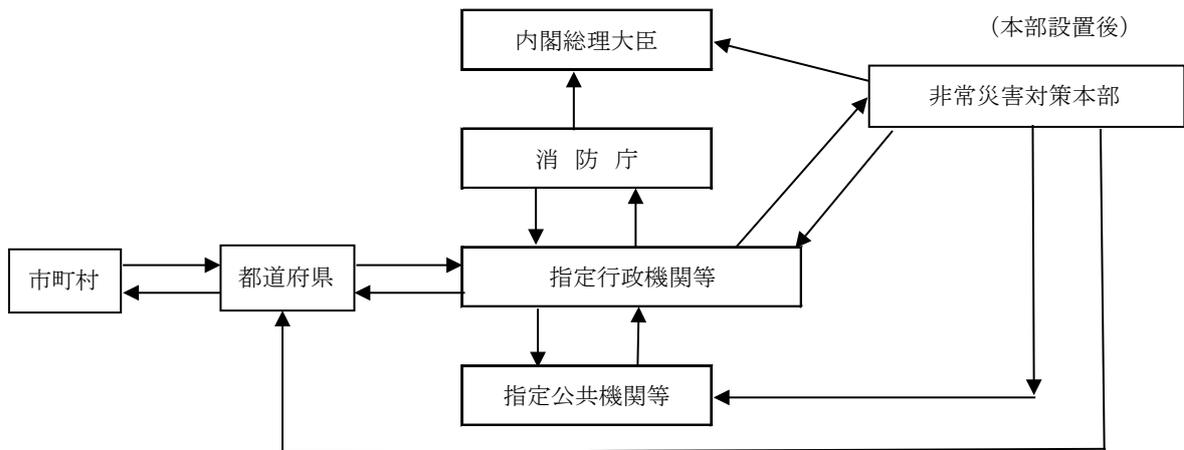
※大規模な場合

(- - - - -> は、指定公共機関の場合)

(2) 大規模な火事発生直後の第1次情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活情報の連絡



※ この図は、防災基本計画に定められた、国の機関や市町村との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。(長野県地域防災計画、その他災害対策編)

第7節 林野火災対策

産業振興課（全課）

第1 災害予防計画

林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいうが、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生する。

本町の山林面積は少ないが、予防広報の実施及び関係機関との連絡体制を確立し、林野火災の発生防止と被害の軽減を図る。

1 予防広報

(1) 地域住民に対する予防広報

広報紙、防災行政無線、パンフレット、ポスター及び標識板の設置並びに須坂市消防本部小布施分署の広報車等による巡回広報を行う。

(2) 観光地及び密集地周辺の山林における予防広報

観光客、山菜採り等の入山者には、前項に準じた予防広報を行う。

2 林業従事者等に対する予防指導

森林組合及び林業従事者に対しては、作業火、たき火及び喫煙等や林業機材による発災防止の予防指導を行う。

3 山林所有者及び管理者に対する予防指導

次の予防指導を行う。

- (1) 植林等の作業地における防火
- (2) 火入れに当たっての許可、届出の励行
- (3) 火災多発期における警戒の強化
- (4) 火災警報発令時における火の使用制限
- (5) 火の後始末の徹底
- (6) 防火線・防火樹帯の設置
- (7) 自然水利の活用による防火用水の確保
- (8) 消火のための水の確保等

4 防火パトロール

異常乾燥、強風等の異常気象時には特に警戒体制を強め、広報車又は消防車等による防火パトロールを行う。

5 関係機関による連絡体制整備

隣接市村及び山林関係機関との連絡体制を緊密化し、組織的な活動体制を整備する。

6 初期消火資機材の整備

次に掲げる林野火災に必要な資機材を整備する。

- (1) 小型動力ポンプ
- (2) 組立水槽
- (3) 携帯用無線機

- (4) 刈払機
- (5) 背負い式水のう
- (6) チェーンソー
- (7) 鎌
- (8) な た
- (9) スコップ
- (10) のこぎり
- (11) その他

7 消火体制の強化

- (1) 須坂市消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。
- (2) 空中消火の際に基地として使用するグラウンド及び取水用河川、用水、池等の利用可能状況を把握する。

8 応援協力体制の確立

火災が大規模化し、既存の消防力では対応が困難な事態に備え、「長野県消防相互応援協定書」(第5編資料編15-2-1)、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(第5編資料編15-1-2)等の効果的運用が図れるよう、応援要請体制を確立する。

また、他市町村からの応援要請に際しての受援体制について整備する。

9 ヘリコプター消火体制の整備

大規模な林野火災に対処するため、ヘリコプターの要請体制を整備する。

10 防災訓練等の実施

- (1) 須坂市消防本部、消防団及び自主防災組織と訓練を通じ連携強化を図り、また、消防水利の確認、消防資機材の点検・整備等を実施し、消防体制を強化する。
- (2) 消防署員、消防団員等を対象とした、空中消火資機材の取扱いに関する講習等を実施する。

第2 災害応急対策計画

町は、気象状況等により、林野火災発生のおそれがある場合においては、広報等により住民等の注意を喚起する。また、林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて、広域航空応援等の要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

このほか、林野火災により荒廃した箇所において、二次災害の防止を図る。

1 林野火災の警戒活動

町は、火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域住民及び入林者に対して警火心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

- (1) 火入れの許可等

火入れによる出火を防止するため、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく町長の許可は、

時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市村に近接している場合は、関係市村に通知する。

(2) たき火等の制限

ア 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

イ 長野地方気象台から気象注意報・警報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、同報無線、掲示標、吹流し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ等を通じ、周知徹底する。

2 発災直後の情報の収集・連絡活動

町は、林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、次の活動を行う。

(1) 県に対するヘリコプターによる偵察の要請（第2編第2章第4節「ヘリコプターの運用計画」参照）

(2) 職員の災害現場への派遣

3 林野火災の防御活動

林野火災の防御体制の基本は、人命の安全を第一とし、地形、立木の状況、気象条件、林道、水利状況等を総合的に判断して防御方針を決定する。

町及び須坂市消防本部は、火災の状況により、現場指揮本部を設置し、次により消防活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

消防長等は、付近一帯が見渡せる風横又は風上の高地で電波障害の少ない場所に現場指揮本部を設置し、指揮本部旗等によって標示する。

(2) 消防無線の活用

林野火災の防御活動は、広範囲にわたり、しかも地形等の起伏が著しいので、情報収集、指揮命令の徹底のため、消防無線その他無線通信を次のとおり活用する。

ア 現場指揮本部は、指向性アンテナを設置して須坂市消防本部と前進指揮所との指揮命令及び通信連絡をする。

イ 通信中継隊を必要に応じて要所に設置し、すべての無線通信を傍受して、必要事項を現場指揮本部及び須坂市消防本部に中継する。

ウ 長時間の防御活動に際しては、予備電源を確保する。

(3) 現場指揮本部の編成

現場指揮本部	現場指揮本部係員	出 動 隊
<p>本 部 長 須坂市消防本部消防長</p> <p>副本部長 消防団長 須坂市消防本部消防署 小布施分署長</p> <p>本 部 付 自治会長 関係者</p>	<p>— 指揮統制班</p> <p>— 通信記録班</p> <p>— 状況調査班</p> <p>— 補給班</p> <p>— 前進指揮所 (本部長が指定した者)</p>	<p>— 消火隊 (消防署・消防団)</p> <p>— 防火線隊 (消防署・消防団)</p> <p>— 飛火警戒隊 (消防署・消防団)</p> <p>— 連絡隊 (消防署・消防団)</p> <p>— 補給隊 (消防署・消防団)</p> <p>— 応援隊・誘導隊 (消防署・消防団・自治会)</p>

(4) 現場指揮本部係員の任務

指揮統制班	<p>ア 消防隊、救急隊及び救助隊の守備範囲の検討と指示</p> <p>イ 交代要因の確保及びローテーションの指示</p> <p>ウ 予想される状況変化に応じた防御活動の検討</p> <p>エ 応援要請</p> <p>オ 関係機関との連絡事項</p> <p>カ その他必要事項</p>
通信記録班	<p>前進指揮所・出動部隊及び関係機関とを結び通信連絡を行い、災害経過等を記録する。</p>
状況調査班	<p>火災の現況に応じて、延焼方向、入山路の状況、水利の有無等防御上必要な事項を調査する。</p>
補 給 隊	<p>各出動隊に対する資器材・食糧・燃料の調達等を行う。</p>
前進指揮所	<p>ア 消防隊の活動が広範囲にわたる場合各ブロックごとに設置する。</p> <p>イ 風上・風横側で火面が見渡せ、かつ、通信体制を考慮する。</p> <p>ウ 前進火災の警戒防御活動の指揮統制をする。</p>

(5) 出動隊の任務と隊員数

ア 消火隊

1 隊5～10名、隊数は火災規模による。

イ 防火線隊

1 隊約10名、隊数は防火線延長による。

ウ 飛火警戒隊

1 隊約5名、風下側に配置する。

エ 補給隊

1 隊2～3名、消火隊の数による。

オ 応援隊・誘導隊

1 隊2～3名、応援隊の数による。

4 消火活動

(1) 注水による消火

林野火災の消火は、一般火災と同様、注水による消火が最も有効であるが、火災状況、山林の高低、勾配、植生、道路及び水利状況等が多様なため、ポンプ車、小型動力ポンプ、背負い式水のう等を効果的に使用し、山林の実態に応じた消火を行う。

(2) 水利の確保

林野火災の多くは水利の確保が困難であるため、水利の設置、運搬、補給体制を定めておく。

(3) 叩き消し、土かけによる消火

叩き消し、土かけによる消火は、次に掲げるとおりとするが、完全消火までに長時間を要し、体力の消耗が激しく残火の危険性も高いため、地勢、気象、火災、山林状況等を判断し、再燃防止に配慮する。

ア 叩き消し

地表火で火力が弱いときは、燃えにくい広葉樹の葉のついた枝木又は叩き消し用具を用いて、直接叩き消す。

イ 土かけ

スコップ、鍬等を使用して燃焼実体に直接ふく土し、又は土中に埋めて消火する。また、可燃物を土で覆うか土中に埋める。

(4) 防火線の設定

ア 伐開防火線

稜線に沿った背面、通路、溪線に設ける防火線とし、立木の伐開、低木、雑草類を刈り払いし、防火線外へ除去する。

(ア) 幅は火先に突破されない幅で、樹高の2倍以上、草丈の10倍以上とする（概ね10mから50m）。

(イ) 燃焼面の上部を避け、火流の前線より風下では200mから300m以上、風横では15mから30m以上離れた位置に設ける。

イ 剥取防火線

原野に接する林縁、伐採跡地に設ける防火線とし、低木雑草類の刈り払い、落枝、落葉等の可燃物を幅10m以上にわたり剥ぎ取り除去する。

ウ 搔起線

(ア) 壮令林の林内又は林縁に設ける防火線とし、唐鍬又は鉄熊手等を使用して幅10m以上にわたり表土が露出するまで搔き出す。

(4) 林縁に設ける防火線とし、道路、溪線、掻起防火線その他を拠点に、風下拠点から徐々に行い、その幅を漸次拡大する。

(5) 迎え火

火勢が強く、延焼拡大が盛んで他に適当な消火手段がないときは、火災の延焼方向の前方において火を放ち、主火流に合流させて火災を鎮滅させる。なお、これは消火活動の最終手段である。

(6) 残火処理

林野火災における堆積可燃物等の残り火は、長時間にわたってくすぶり続け、風により火の粉をまき散らし、再燃の危険があるので、次の要領で残火処理を行う。

ア 全消防隊が残火処理の担当区域を明確にして行い、終了後は現場指揮本部長に報告する。

イ 残火処理は風下側の延焼阻止線付近を最優先とし、他は延焼範囲の外周から順次中心部に向かって処理する。

ウ 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能なときは十分に水を浸潤させ、残火の掘り返しを併用して、消火する。注水が十分に行えないときは、背負い式水のう、簡易消火器具の活用を図るとともに、土かけ等によって窒息消火する。

エ 立木の樹幹内に火が残っているときは、注水又は伐倒して確実に処理する。

オ 残火処理が終了し、現場指揮本部を解散した後も、地元消防団が残留し、警戒巡視並びに応急措置を行う。

5 救急・救護活動

第2編第2章第6節「救助・救急・医療活動」に基づき実施する。

6 住民等の避難

第2編第2章第13節「避難受入れ及び情報提供活動」に基づき実施する。

7 空中消火の要請

林野火災で空中消火が必要な場合は、第2編第2章第4節「ヘリコプターの運用計画」に基づき実施する。

8 自衛隊災害派遣要請

第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣」の定めるところにより、林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

9 広域応援要請

災害の規模により町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第2編第2章第3節「広域相互応援活動」の定めるところにより、他の消防機関、近隣の市町村、県及び国へ応援を要請する。

10 二次災害の防止活動

町は、林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これらによる二次災害から住民を守るための措置を講ずる。

第3 災害復旧計画

町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。特に、消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに関係者等に対する普及啓発を行う。

第8節 火山災害対策

総務課（全課）

第1 火山災害に強いまちづくり

県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、小布施町に近いのは草津白根山である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられる。

町は、火山噴火等の災害から町の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため、関係機関の協力を得て、火山災害対策活動を実施する。特に、近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強いまちづくりが必要となっている。

1 火山災害に強いまちの形成

- (1) 警戒避難対策の推進や、住民等への情報提供等を効果的に行うため、必要に応じ、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。
- (2) 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。

2 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

3 ライフライン施設等の機能の確保

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、石油、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物施設の火山対策に安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

4 降灰対策

火山噴火に伴う降灰により発生する住民生活等への支障を軽減するよう努める。

5 災害応急対策等への備え

災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分に行う。また、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに、人的ネットワークの構築を図る。

第2 災害発生直前対策

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ住民に対する情報伝達体制、避難誘導體制を整備しておく必要がある。

1 住民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

(1) 噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の伝達経路については、別紙1のとおりであるが、町は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には情報伝達活動が円滑に行えるよう、体制の整備を図る。

(2) 別紙1の伝達経路により、噴火警報・予報、降灰予報、火山ガス予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けたときは、必要により住民等に対する広報活動を行う。

なお周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

2 避難誘導體制の整備

町は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ防災対応や避難計画を作成しておく。（避難誘導體制については、第2編第1章第12節「避難の受入活動計画」に準ずる。）

(1) 噴火警報・予報

噴火警報	<p>気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。</p> <p>なお、活動火山対策特別措置法第21条第1項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。</p>
噴火予報	<p>気象業務法第13条の規定により、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。</p>
降灰予報	<p>噴煙の高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。</p>
火山ガス予報	<p>居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。</p>

(2) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターが、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し、「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「会計が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（随時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いが、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

イ 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月上旬又は必要に応じて臨時に発表する（伝達系統図は、別紙2のとおり。）。

ウ 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

エ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。

3 情報の伝達体制

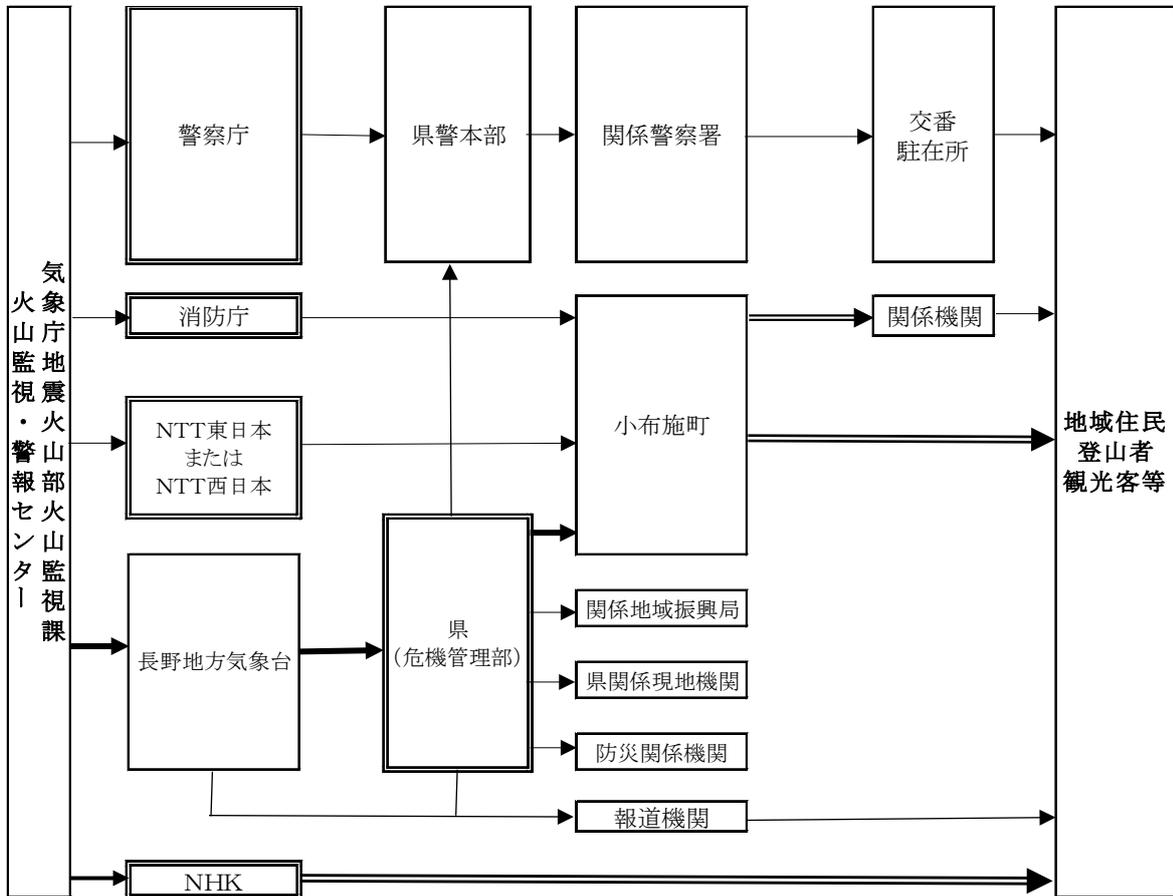
- (1) 県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、地域防災計画の定めるところにより、伝達を受けた事項を町防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達等により、関係機関や住民、登山者等へ伝達する。
- (2) 町は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベル4以上）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民、登山者等に伝達する。

4 異常現象の通報

住民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合は、直ちに町長又は警察官に通報する。町長等は、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

別紙 噴火警報・予報等の通報伝達系統

別紙1 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報の伝達系統図

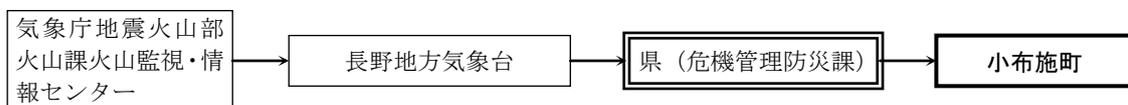


(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

別紙2 火山活動解説資料の伝達系統図



第9節 原子力災害対策

総務課（全課）

第1 災害予防計画

町は、県からの情報収集、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

1 モニタリング等

町は、県と連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、必要に応じて平常時のモニタリングを実施する。

2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 町は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- (2) 町は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。

3 健康被害の防止

町は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、町は、県及び原子力事業者と連携し、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 放射線防護に関すること。
- (4) 県等が講じる対策の内容に関すること。
- (5) 屋内退避、避難に関すること。
- (6) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること。

5 原子力防災に関する訓練の実施

町は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第2 災害応急対策計画

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、町はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、町が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、町は、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）に設置される原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、町及び県が行う応急対策について協議する。
- (2) 町は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- (3) 県及び町は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

2 災害時のモニタリング

- (1) 町は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、結果を町ホームページ等で公表する。
- (2) 町は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

3 放射性物質濃度の測定

- (1) 町は、必要に応じて水道水、降下物、下水等汚泥、廃棄物焼却灰、流通食品、農林畜水産物、農地用土壌、家畜用飼料、肥料等の放射性物質濃度の測定を実施するとともに、結果を町ホームページ等で公表する。
- (2) 町は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

4 健康被害防止対策の実施

町は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品（ヨウ素材の備蓄等）の確保を行うとともに、住民に対し、健康相談窓口を設置する。

5 住民等への的確な情報伝達

- (1) 住民等への情報伝達活動
 - ア 町は、県と連携し、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県や原子力事業者との情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。
 - イ 町長は、報道機関を通じて原子力災害に関する広報活動を行う必要があると認めるときは、長野地域振興局を経由して、県に対し、報道機関への放送要請を依頼する。

- (2) 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

6 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- (1) 屋内退避及び避難誘導

ア 町は、町内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に対し次の方法等で情報を提供する。

- (7) 防災行政無線や広報車等による広報活動
 - (イ) 町教育委員会等を通じた小中学校への連絡
 - (ロ) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
 - (エ) 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
 - (オ) 消防本部の広報車等による広報活動
 - (カ) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
 - (キ) インターネット、町ホームページを活用した情報提供
- イ 町長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。
- (7) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得た上で、退避所又は指定避難所を開設する。
 - (イ) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
 - (ロ) 退避・避難のための立退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
 - (エ) 退避所又は指定避難所の開設に当たっては、退避所又は指定避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
 - (オ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等に感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和4年7月6日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

屋外にいる場合に予想される被ばく線量 予想線量（単位：mSv）		防 護 対 策 の 内 容
外部被ばくによる実効線量	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量 	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

(2) 広域避難活動

- ア 町は、町の区域を越えて避難を行う必要が生じたときは、他の市町村に対し受入先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請するとともに県と連携し、避難先及び輸送ルート調整を行う。
- イ 町は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- ウ 他市町村から避難者受入れの要請を受けたときは、あらかじめ定めた指定避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- エ 町は、長野電鉄(株)等と連携し、避難者の輸送を行う。
- オ 町は、自衛隊と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。
- カ 町は、必要に応じ、国（原子力規制委員会等）の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行う。

7 緊急輸送活動

- (1) 町は、県と連携し、緊急輸送の円滑な実施を確保する。
- (2) 町は、人員、車両等に不足が生じたときは、県を通じて、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

8 飲料水・飲食物の摂取制限等

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限

町又は水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

(2) 農林産物の採取及び出荷制限

町は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民を防護するために必要があると判断するときは、農林産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

(3) 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300ベクレル／キログラム
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム

（原子力災害対策指針（令和4年7月6日）より）

（原子力災害対策指針より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル／キログラム以上
牛乳	50ベクレル／キログラム以上
一般食品	100ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上

（厚生労働省省令及び告示より）

9 県外からの避難者の受入れ活動

(1) 避難者の受入れ

町は、県と協力し、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）に対する受入れ活動を次のとおり実施する。

ア 緊急的な一時受入れ

町は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し、町の保有する施設を一時的な指定避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

イ 短期的な避難者の受入れ

町は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 県から被災自治体の避難者受入れ要請があったときは、まず緊急的な一時受入れと同様に、町の施設で対応する。

(イ) (ア)による受入れが困難な場合、町内のホテル・旅館等を町が借り上げて指定避難所とする。

ウ 中期的な避難者の受入れ

町は、県から要請を受けたときは、避難元都道府県に対し必要に応じて次の対応を行う。

(ア) 避難者に対しては、町営住宅への受入れを行う。

(イ) 民間賃貸住宅を町が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

(ウ) 長期的に町に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

(2) 避難者の生活支援及び情報提供

ア 町は、県及び避難元都道府県等と連携し、町内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

イ 町は、県と連携し、避難者に関する情報を活用し、避難者に対し避難元市町村からの情報を提供するとともに、避難者支援に関する情報を提供する。